

回 覧

より分かりやすく、歴史が感じられる

住居表示の実施に向けて

村松地区市街地の住居表示については、平成25年3月に実施区域と街区方式（道路や河川で区割りする方式）で行うことが議決されました。

令和5年6月から7月にかけて開催した住民説明会で、制度の周知と複数の町名町割案（5分割案、29分割案、32分割案、44分割案）について説明させていただきました。参加された皆様からは様々なご意見をいただきましたが、通称名を使用して欲しいとのご意見が多くを占めました。

市では、住民説明会でのご意見やその後開催した住居表示審議会を踏まえて、複数案の中から「実施区域を32に分割した町名町割案」をたたき台として、住民の話し合いにより、“より分かりやすく歴史を感じられるような住居表示”を実施したいと考えています。

住居表示整備事業を進めるにあたり、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【 住居表示の目的 】

村松地区市街地の住居表示は、「五泉市村松甲〇番地」や「乙〇番地」など地番に基づいたもので、「順番になっていない、甲と乙が混在する」など分かりにくいものとなっています。

現在の分かりにくい住居表示を「五泉市（町名）〇番〇号」のように順番に分かりやすく整理することが住居表示の目的です。

【 今後の流れ 】

令和5年度中・・・町内会での話し合いを行っていただき、意見集約していただきます。

令和6年度中・・・現地調査など住居表示整備事業の推進（予定）

令和7年度中・・・住居表示を実施（予定）

～皆様のご理解とご協力により事業を進めます～

【お問い合わせ・ご意見は事務局へ】

（事務局）五泉市村松支所 地域振興課 地域振興係 ☎58—7181（内線632）